

令和7年10月23日

公立藤田病院組合職員の懲戒処分について

<懲戒処分者>

1 被処分者

所 属 看護部
職 位 副院長兼看護部長
年 齢 59 歳
性 別 女性

2 処分内容

戒告

3 処分発令日

令和7年10月23日

4 事実の概要及び処分理由

被処分者は、令和7年7月20日施行の第27回参議院議員通常選挙に際し、同選挙における特定の候補者を支持する目的で、その職務上の地位を利用し、同月4日から同月中旬頃までの間、指揮監督下にある看護部職員に対し、特定の候補者への投票を依頼する文書を配布して閲覧させ、投票を依頼し、もって公務員の地位を利用して選挙運動をしたものである。

被処分者は、福島区検察庁から同年9月25日付けで公職選挙法第239条の2第2項及び同法136条の2第1項1号により略式起訴され、福島簡易裁判所から同年10月6日付けで罰金20万円の略式命令を受けたものである。

かかる行為は全体の奉仕者である公務員としてあるまじき行為であり、当組合職員の名誉と信頼を著しく失墜させたことから、地方公務員法第29条第1項第1号及び公立藤田総合病院職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条の規定により、戒告の懲戒処分とするものである。

5 その他

病院長（68歳）男性については、今回の事案において、所属副院長兼看護部長に対する指導監督が不十分であったとして、同日付けで文書訓告の措置とした。